**告　　訴　　状**

札幌地方検察庁検察官　殿

　令和　６　年　５　月　１７　日

告訴人

住　所

北海道札幌市北区北１１条西３丁目２－２３

ノースタウンハウス２２２

　　　　　　　　　　 氏　名

連絡先

電話番号 08078839423

 FAX 011-788-5132

　　　　　　　　　　　　　　 被告訴人

住　所

　　北海道札幌市中央区南１条西１０丁目４－１６７

南１条法務税務センター９階



　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

中島・野口法律事務所

弁護士　 小倉 泰彦



　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

電話番号011-251-7484

FAX 011-251-5930

第１　告訴の趣旨

被告訴人は下記犯罪（罰条，刑法第２３０条）を犯し，告訴人の名誉を毀

したとし、よって処罰されたく，ここに告訴する。

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀き損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

「名誉毀損罪で訴えるための3つの条件」

同条の構成要件として重要なのは、「公然」「事実を摘示」「人の名誉を毀損」の3点。

第２　告訴事実

（日時）

令和６年４月９日　午前１０時３０分頃

（場所）

札幌地方裁判所　７２１号法廷

（具体的事実）

2024年4月9日 午前10時30分 札幌地方裁判所第７２１号法廷

被告訴人は上記被告側代理人として、原告側である告訴人に対して、上記犯罪事実を上記民事公開法廷にて被告側答弁書に

「乙第１号証乃至乙第８号証」として「退職調書を伴う当時の勤務評定」を

正式な訴訟証拠物写しとして、裁判所に提出し、公開法廷にて開示したことによる「告訴人に対する名誉の毀損」を生じさせた。

当日の裁判長である小野裁判長もこの証拠物写しの提出事実を認め記録とした。

＜犯罪事実に至る経緯＞

2024年5月9日 第二回期日　711号法廷にて原告である告訴人から上記当該事実の認否確認を裁判長に尋ねたところ、被告側代理人である被告訴人の答弁に於いて、この事実の原因となる当証拠物写しの裁判所への正式な証拠提出物である旨を認めた上で、今後この事実につき如何様

措置を受けても構わない旨の内容の答弁をされた。

その後原告である告訴人から裁判長へこの事案である訴訟証拠物写しに

関して、裁判が結審した後の第三者からの証拠閲覧請求の可能性を問うた結果、その可能性も否定出来ない旨の裁判長からの話があり、

よって、当該訴訟証拠物の現在及び将来に向かっての告訴人に対する

「名誉棄損罪」を被告訴人に対して求償する。

＜犯罪事実に至った具体的内容＞

告訴人は被告訴人より当該告訴に至る原因となった民事訴訟公開法廷に於いて、被告側代理人から正式な裁判上の証拠物写しとして開示された内容に於いて、

当時原告である告訴人と被告側本人である法人との雇用従属関係に於ける当事者同士間のみでの秘密裡な雇用主である被告訴人の従業員であった告訴人に対する「勤務評定」の

社会通念上、当犯罪事実の原因となる部分を黒塗りや隠蔽し、外部への公開を避けるべき通常行為を平然と誰しもが理解出来る方法で証拠物として裁判所へ提示公開した。

訴訟被告人からの直接に代理人弁護士である被告訴人への証拠物の引き渡しであろう当時の告訴人の企業内勤務評定と思われますが、当該民事案件の請求趣旨に何ら関係のの無い項目であり、細慮に欠けており、故意とは思えないが、上記被告訴人の告訴人から捉えた重大な過失行為と思われる。

＜犯罪事実客体の具体的内容＞

1. 重大な過失責任（重大な懈怠責任または注意散漫なる責任）による

労使間の秘密裡な内容の漏洩・・・「当時の告訴人の企業内勤務評定」

1. 当該罪状の構成要件となる

「公然」「事実を適示」「人の名誉を毀損」

全てが被告訴人の当該行為方法及び結果に該当する

上記の被告訴人の重大な過失又は懈怠による告訴人の社会的名誉を傷つけられた精神的な苦痛と損害を被った。

なお、当該被告訴人は上記法律事務所に所属されておりますが、

法曹資格所持者としての責任から単独にて所属事務所に対しては両罰規定の

適用を求めない。

第４　証拠資料

１　告訴人による札幌地方裁判所への「訴状」写し・・・１部

２　被告訴人に於ける「答弁書」「証拠物写」・・・各１部